

準中型免許が新たに加わりました！！

その車、その免許で運転できますか？？
 しっかり確認しないと、
 無免許運転、免許条件違反
 してるかも!?



兵庫県警察本部
 交通部交通企画課

しっかり自動車検査証(車検証)を確認しましょう！！

新設

免許種別	普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許
車両総重量	3.5トン未満	7.5トン未満	11トン未満	11トン以上
最大積載量	2トン未満	4.5トン未満	6.5トン未満	6.5トン以上
乗車定員	10人以下	10人以下	29人以下	30人以上
取得条件	18歳以上	18歳以上	20歳以上 普通免許等保有通算 2年以上	21歳以上 普通免許等保有通算 3年以上

車両総重量		3.5トン (5トン)		7.5トン (8トン)		11トン				
最大積載量	区分	普通	準中型	中型	大型 大型免許					
6.5トン (5トン) 4.5トン (3トン) 2トン	大型						大型免許			
	中型						準中型免許		中型免許	
	準中型						準中型免許		中型免許	
	普通						普通免許(※1)	新設	中型免許	

- 注 ※1 平成29年3月12日以降の普通免許取得者
- 注 ※2 平成29年3月11日以前の普通免許取得者
- 注 ※3 平成19年6月1日以前の普通免許取得者

→ 8トン限定中型免許(※3)
 → 5トン限定準中型免許(※2)

普通免許の取得時期によって運転できる車両が変わります。

中型(8トン限定)免許で運転できる中型車は、車両総重量8トン、かつ最大積載量5トン未満の中型自動車になります。
 準中型(5トン限定)免許で運転できる準中型車は、車両総重量5トン、かつ最大積載量3トン未満の準中型自動車になります。

キリトリ線で切り取り、車両のダッシュボード等に貼ってお使い下さい。

(キリトリ)

この車両は、()免許が必要です。

